平成２５年（フ）第１７７号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5610番地２　みふね北５号、申立時の住所長崎県佐世保市白岳町931番地
債務者　渕野信宏・信成技建こと　渕野　信弘
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第８号
青森県八戸市大字売市字観音下24番地１　第２コーポ松館41号室
債務者　田村　彰俊
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
盛岡市西青山２丁目４番９号
債務者　蒲澤　孝男
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０号
岩手県滝沢市大釜風林51番地12
債務者　工藤　泰子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３号
山形県鶴岡市大西町31番40号　メゾン・ラブ202号、前住所山形県鶴岡市民田字村下８番地
債務者　齋藤二三男
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第９号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目11番１―502号、前住所神奈川県小田原市蓮正寺280番地　ドミールＴ．Ｏ101号
債務者　桑原真理子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２４号
山梨県甲州市塩山上於曽764番地　高木ハイツＣ号棟
債務者　杉本　正勝
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
山梨県甲州市塩山上於曽764番地　高木ハイツＣ号棟
債務者　杉本　和子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字四ツ塚100番地　雇用促進住宅２棟206号
債務者　恵　　真琴
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２９号
福岡市東区若宮５丁目６番１号
債務者　本田　和則
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３３９号
福岡市博多区板付７丁目１番６―802号
債務者　林田　和美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６５号
福岡市博多区三筑２丁目７番35―306号
債務者　中村　由里（旧姓宮元）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１２号
福岡市東区香椎駅前３丁目30番12号
債務者　上野　浩之
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１５号
福岡市東区若宮２丁目12番20号
債務者　飯田　明子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目10番２号
債務者　山本　久子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３７号
福岡県春日市上白水６丁目160番地サンヴィオラ白水103号
債務者　清田　英孝
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部